

夫婦関係の円満調整調停を申し立てる方へ

1 概要

夫婦関係が円満でなくなった場合に、元の円満な夫婦関係を回復するための話し合いをする場として、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きし、夫婦関係が円満でなくなった原因がどこにあるのか、どうすればその原因を取り除くことができるのか等について、調停委員会が必要な助言をしながら、夫婦ご自身が夫婦関係を改善する方法を考えていくことになります。また、その間の生活費の問題や、未成年の子どもと離れている親がいる場合には、その親と子どもとの面会交流をどうするか等についても話し合うことができます。

この調停手続は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができます。離婚することで意見が一致すれば、そのまま離婚の条件についても話し合うことができます。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 申立手数料・・・・・・・・収入印紙 1 2 0 0 円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・・9 0 0 円分（1 1 0 円切手：7 枚、2 0 円切手：3 枚、1 0 円切手：7 枚）

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくことになりますが、必要に応じて申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日には持参してください。

☐ 申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー 1 通を提出してください。

- ☐ 事情説明書、お子さんについての事情説明書（未成年の子がいる場合に提出してください。）
- ☐ 時系列表 ☐ 送達場所の届出書
- ☐ 進行に関する照会回答書 ☐ 調停手続の書面提出方法について
- ☐ 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3 か月以内に発行されたもの

4 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所

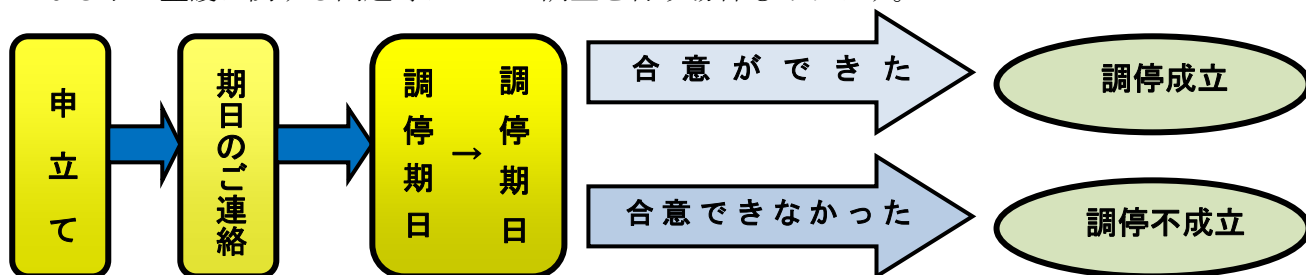
盛岡市内丸 9 番 1 号(電話 0 1 9 - 6 2 2 - 3 4 5 8、3 4 4 9)

※ 裏面もお読みください。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に対象となる子の監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



6 調停手続で必要な書類を提出する場合

- (1) 調停では、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料を提出していただくことがありますので、調停委員の指示にしたがってください。
- (2) 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを1通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。
なお、相手方にも交付したいときは、さらに相手方用のコピーも提出してください。
- (3) 提出予定の書類の一部に、相手方に知られたくないが、裁判所に知らせる必要がある情報が記載されている場合は、「調停手続の書面提出方法について」及びQ&Aを参照して、非開示希望の申出をしてください。非開示希望の申出書は、裁判所の窓口を用意されているほか、ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) からダウンロードして利用することができます（前記アドレスにより表示される裁判所のトップページから「各地の裁判所」→「盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」のページを参照してください。）。
- (4) 裁判所に知らせる必要がない情報や相手方に知られたくない情報（たとえば、源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）が含まれる書類を提出する場合は、当該情報をマスキング（黒塗り）してください。
- (5) 非開示希望申出の外に、申立人の特定事項につき、秘匿申立てをすることができます。その場合、秘匿の要件に該当することの裏付け資料や手数料等が必要です。手続の詳細については、別途、家庭裁判所にご相談ください。

7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

調停手続中に提出された書類を閲覧・謄写したい場合には、家庭裁判所に閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、家庭裁判所が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、閲覧・謄写させるかどうかを判断することになります。なお「事情説明書」「お子さんについての事情説明書」は、原則として閲覧・謄写の対象となります。